## 入札制度改善行動計画に関連する通達等の改正状況

平成13年3月末現在

行動計画の項目	通達、要領等の改正に係る措置状況	改正内容等のポイント	実施時期
競争性の促進 1 一般競争入札の拡大			
(1) 大規模な工事に対する一般競争入札の拡大	制限付一般競争入札実施要領等の制定	・対象工事を 5 億円以上とすること ・参加資格として、道内に本社又は営業所、過去10年間 に同種・同規模工事の元請実績があること。	5 / 3 1
(2) 地域限定型一般競争入札の本格実施	地域限定型一般競争入札実施要領の制定	・対象工事及び業務は、各発注者が決定する。 ・参加資格は、本店又は営業所等が一定地域内にあり、 過去10年間に同種・同規模の施工実績があること。	8 / 1 0
2 指名競争入札の改善			
(1) 「ランダム・カット式」指名競争入札への 移行	ランダム・カット式指名選考実施要領の制定	・指名予定数の1.5倍程度の業者を指名基準により選考 し、指名予定数を超える数の業者を無作為にカット。	8 / 2 8
(2) 公募型指名競争入札の拡大	簡易公募型指名競争入札実施要綱等の制定	・公募内容及び申請書類を簡易なものとすること。 ・規模の要件を設けないこと。	6 / 1 5
(3) 工事希望型指名競争入札の導入	工事希望型指名競争入札の試行に関する取扱い	・希望工事内容、工事規模、地域的特性を勘案し20社程度を選択し、工事概要等を通知するとともに技術資料の提出を求める。 ・希望者は、工事実績等を提出し、合議制の委員会によ	8 / 2 8
(4) 指名競争入札の基準等の見直し ア 指名基準の具体化及び明確化	指名競争入札参加者指名基準及び運用方針の一部改正	<u>り内容を審査。指名委員会は、適格者の中から指名。</u> ・選定基準として、「受注意欲」、「履行経験」、「履行成績」、 「営業地域」、「機会均等」、「個別事由」を定め、契約	6 / 2 7
イ 新規参入者の指名の促進		内容によって取捨選択し、適用順位を定めた上で指名 選考を行う。 ・「指名実績のない者の選定基準」を定め、新規参入者の 指名を促進する。	
ウ 入札参加者の指名数の拡大		- <u>19日でに得りる。</u> ・工事等級に合わせた下限を1.5倍程度とすること。 【(5者 ──→ 7者)	5 / 1
	建設工事等における入札事務の取扱い	・工事等級がAのもの~15人、Bのもの~10人、C、D 及びEのもの~7人とすること ・工事情報、選考基準項目の公表 ・入札辞退の自由及び関係書類の適正な管理	6 / 2 6
エ 指名業者名の公表	入札結果等の公表の取り扱いの一部改正	・入札執行日時の公表 ・指名業者名の公表を入札執行時とすること。	5 / 1
オ 指名選考委員会の運営の充実強化	工事及び委託業務に係る入札結果等の公表の取扱いの一部改正 入札参加者指名選考委員会規定(準則)の一部改正	・成立要件を過半数から3分の2以上とすること。	5 / 1 5 / 1
カ 指名選考過程の公表		・選考過程の記録、持ち回り審議の禁止 ・指名選考過程及びその理由、議決状況などを公表する。	
2-3月月 <u>日日日</u> キ 資格制度の見直し	競争入札参加資格関係事務取扱要領の一部改正	・等級の数(一般土木など5ランクから4ランクに)及 ・発注標準の見直し	12/21
3 V E 方式の試行拡大	■ 現行制度で対応		5 / 1
4 実施目標の設定	目標の設定	・一般競争入札、地域限定型一般競争入札、公募型指名 競争入札、工事希望型指名競争入札及びVE方式を合 わせわせ、3年間で30%まで拡大する。	5 / 1

行動計画の項目	通達、要領等の改正に係る措置状況	改正内容等のポイント	実施時期
不当な関与の排除 1 公正な入札の確保 (1) 公正な入札を妨げる行為の禁止	公正な入札を妨げる行為の禁止	・内部における禁止行為と、外部との関係における禁止 行為を明確に定め、職員に周知。	5 / 2 6
(2) 不良不適格業者等の排除 ア 競争入札参加資格の厳格化	 競争入札参加資格関係事務取扱要領の一部改正	・納税証明書(道税、消費税)の添付を義務付ける。	12/21
 イ 法令違反等への厳正な対処	 公共工事の適正な執行	・公正な入札を妨げる行為の禁止及び法令等の遵守について、業界団体、競争入札参加資格者全員に周知。	5 / 2 6
ウ 指名停止措置の強化	競争入札参加者指名停止事務処理要領の一部改正	・「贈賄」、「独占禁止法違反行為」及び「刑法談合」に関する指名停止期間を延長。 道発注 短期3倍、長期2倍:道以外発注 長短期2倍	6 / 2 7
(3) 公正な入札の確保 ア 低入札価格調査制度の活用	低入札価格調査制度における調査事務等の取扱い	・基準価格を下回る価格の入札について、契約内容に適合した履行がされない恐れがあるか否かを低入札価格審議委員会において審議。	8 / 2 1
イ 分割発注の適正化 ウ 明確な入札条件の提示 (4) 予定価格の取扱い	分割発注にあたっての留意事項 建設工事等における入札事務の取扱いの制定	・恣意的な分割発注を行わないこと。 ・施工条件明示の徹底及び適切な設計変更の実施	5 / 2 2 6 / 2 6
アー予定価格の秘密性の確保	予定価格の取扱い 平成12年度中に予定価格のあり方について検討する。	・決定権者自らが決めることを徹底。	5 / 1
イ 予定価格の事後公表の充実 ウ 予定価格の事前公表の試行	工事及び委託業務に係る入札結果等の公表の取扱いの一部改正 予定価格の事前公表の試行に関する取扱い	・落札率を公表すること。 ・事前公表を実施しない同種、同規模程度の類似工事等 と比較し、試行結果を検証することを踏まえ実施。 ・試行対象工事は、発注機関から各部長を経由し知事に 申請し、指定を受ける。	5 / 1 8 / 3 1
(5) 随意契約の適切な採用	北海道財務規則の運用方針の一部改正 工事の請負契約に係る随意契約の適正な運用	・随意契約できる設計、測量又は調査等の委託を250万円 未満から100万円未満とすること。 ・工事に係る「随意契約ガイドライン」の制定	5 / 1
(6) 談合情報の取扱いの適正化	設合情報対応手続の制定	・談合情報で対象契約が特定できるものはすべて、公正 取引委員会へ通報する。 ・談合情報があった入札の取り止め基準を策定。 ・各発注機関に「公正入札調査委員会」を設置。	
2 積極的な情報の公開 (1) 入札執行の透明性の確保 (2) 入札結果、資格審査結果等の公表方法の改	│	・公共工事等の入札執行の公開 ・インターネット情報を出力し、閲覧者に提供	5 / 1 5 / 1 1
実効性の確保 1 行動計画の推進体制 (1) 入札等監理委員会の設置			6 / 6
2 支庁における入札関係業務等の執行体制 3 入札制度改善白書(仮称)の公表	総務部に入札指導監察監(部次長級)を設置。 14支庁の会計課に事業管理室を設置。 委員会が毎年とりまとめ、公表する。	・専掌の事務部門を設置(参事、主幹、主査) ・主幹、主査を配置	5 / 1 5 / 2 5 H 1 3